

育児休業手当金の延長給付

医療 担当
☎06-6941-2867

育児休業に係る子が1歳に達する日後に保育所へ入所できない等の総務省令で定める要件に該当する場合は、本来、1歳までの育児休業手当金の給付を、最長2歳に達する日まで延長して受給できます。

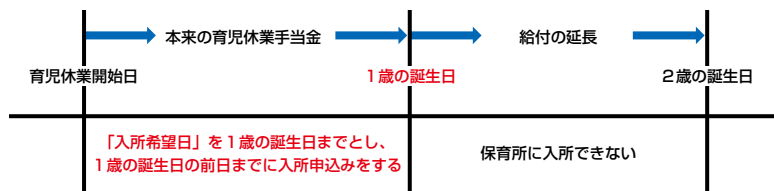
請求される際は、下記の点についてご注意ください。

●総務省令で定める要件に該当するときの支給期間の延長措置

当該子が1歳に達する日後の期間について、育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める要件に該当するときは、最長2歳に達する日まで請求できます。

総務省令で定める要件とは？

当該子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までに、少なくとも1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）を保育所入所希望日として市町村に保育の申し込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、その実施が行われない場合



1歳の誕生日を過ぎてからの入所希望日は、対象にならないんだね！！



●請求手続き

請求書→「育児休業手当金（1歳超分）請求書」

添付書類→・市区町村が発行した「保育所入所不承諾の通知書」等（原本）

注1：「保育所入所不承諾の通知書」等において、**入所希望日（〇月〇日）**・申請日及び入所不承諾（保留）期間がわかることが必要です。記載がない場合は、別途、入所希望日や申請日が確認できる書類（※）の提出をお願いする場合があります。

※保育所へ申し込んだ際の申し込み用紙の写しや当支部様式の「保育待機状態であることの証明願」等

注2：請求期間は、原則、市区町村の「保育所入所不承諾の通知書」等が発行された月までとなります。

・1歳を超えてから育児休業期間を延長した場合は「育児休業承認通知書」の写し（所属所長の原本証明）

●こんな時は、支給要件に該当しません！

1歳の誕生日を過ぎた日を入所希望日として保育所の入所申し込みをし、待機状態になったとき

保育所の入所が決定したとき

保育所の入所決定を辞退したとき

要件をよく確認してね！



育児休業手当金の請求は、事実発生日（育児休業取得日または1歳の誕生日）以降に所属所を通じて請求してください。
育児休業手当金の請求手続きの詳細は、大阪支部のHPをご覧ください。

ジェネリック医薬品を活用してみましょう！

医療 担当
☎06-6941-2867

●ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品（新薬）と薬効や安全性が同等であると厚生労働省が承認した医薬品です。

① 先発医薬品より
家計にやさしい

お薬の価格は3割以上、中には5割以上お得になる場合もあります。

② 安さの理由は
特許期間の終了

特許期間の終了で、開発元以外の製薬会社も製造・販売できるから安いのです。

③ 効き目も安全性も
先発医薬品と同じ

国による厳しい審査を受け、承認されています。

④ 使いやすい、
飲みやすい

調剤技術の進歩等により、錠剤を小さくしたり、苦みを抑えたりして、飲みやすくなっている場合もあります。

●ジェネリック医薬品を使用するには？

ジェネリック医薬品への切替えを希望の場合は、病院（保険薬局）で医師（薬剤師）にその旨お伝えいただくか、ページ下の「ジェネリック医薬品お願いカード」をご提示ください。

※全ての医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。

また、新薬と有効成分等が同等の場合でも、使用される添加物が異なる場合があります。アレルギーや他の医薬品との飲み合わせ等については、医師（薬剤師）にご相談ください。

切り取って、病院や保険薬局の窓口でご提示ください。↓

 医師・薬剤師の皆様へ ●変更が可能であればジェネリック医薬品を希望します。 ●ジェネリック医薬品が処方できない、ふさわしくない場合があることも承知しています。 ●このカードは、組合員証（被扶養者証）、診察券などと一緒にお願いします。 氏名	ジェネリック医薬品 お願いカード  私はジェネリック医薬品を希望します。  公立学校共済組合
---	---

医療費控除を受ける際の医療費通知について

医療 担当
☎06-6941-2867

公立学校共済組合大阪支部では、希望者に対して、「医療費通知（医療費のお知らせ）」を交付いたします。交付を希望される方は、大阪支部HPから「医療費のお知らせ」交付申請書をダウンロードし、添付書類を添えて医療担当まで送付してください。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → トップページ（お知らせ）→ 「医療費通知（医療費のお知らせ）」について

令和3年3月末に退職されるみなさまへ

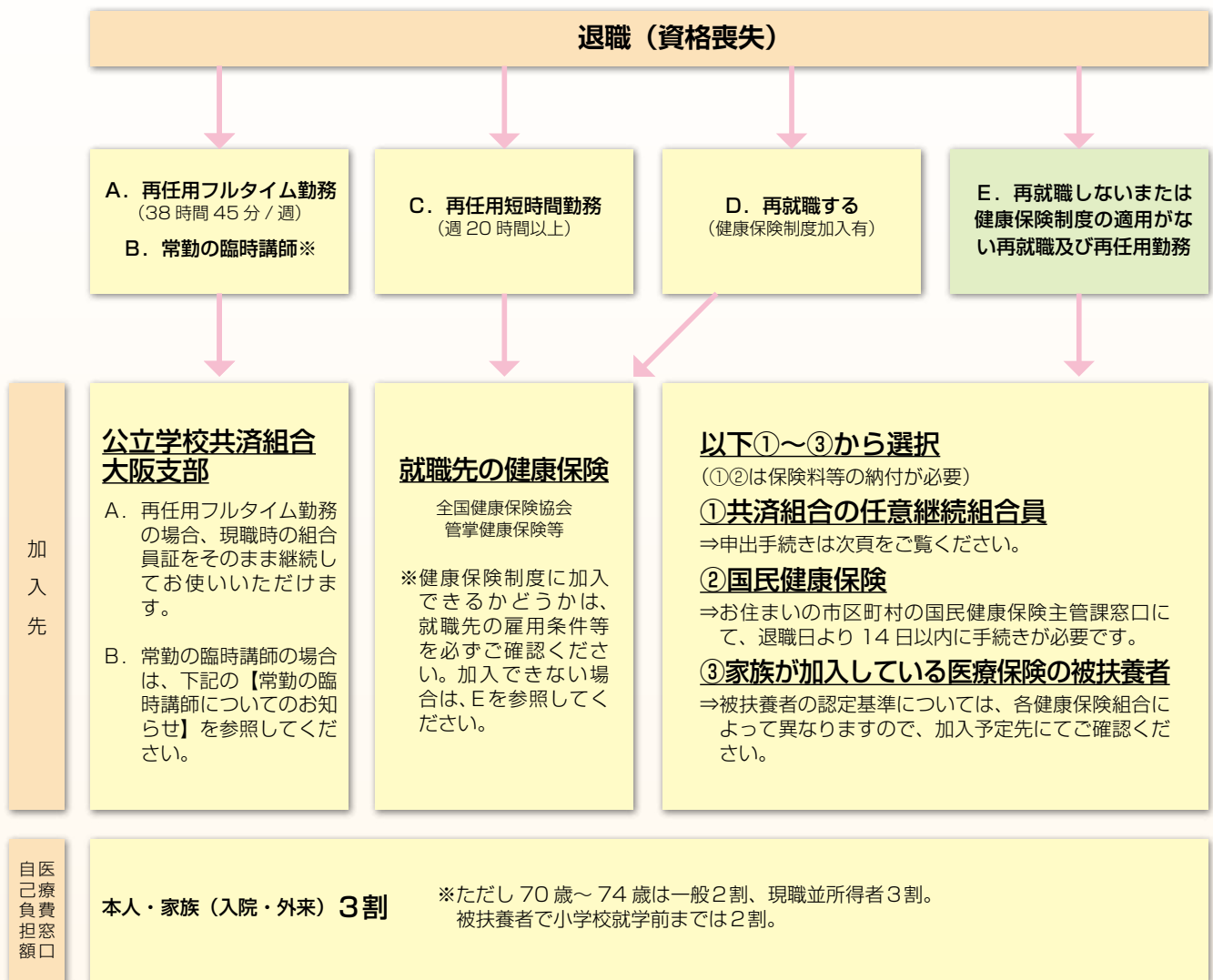
退職予定者
向け

退職後の医療保険のしくみ

➔ **資格 担当**
☎06-6941-3164

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。今まで使用していた組合員証、被扶養者証等は使うことができなくなりますので、何らかの医療保険制度（健康保険）に加入しなければなりません。退職後に加入する医療保険制度は、退職後の進路等によって異なりますので、下表を参考にしてください。

公立学校共済組合の資格を喪失される場合、現在の組合員証は使用できませんので、資格担当へ返却いただくことになります。



【※B 常勤の臨時講師についてのお知らせ】

地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から、**フルタイムで勤務する常勤講師等**の臨時的任用職員については、**任用の日から公立学校共済組合の資格を取得**することとなりました。

また、同一の任命権者による任用が9日以内に再度行われる場合（例. 3月31日退職の場合、4月9日までに任用されることを指す）において、事実上の任用期間が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合は、組合員資格は喪失しないものとして取り扱われることとなります。同一の任命権者であっても、9日以上空いて再度任用が行われる場合は、組合員資格は継続しません。その場合は、一旦組合員証を資格担当へ返却いただき、再度資格取得の手続きをしていただくこととなります。

退職予定者 向け

資格喪失後に誤って組合員証・被扶養者証を使用したとき

医療 担当
☎06-6941-2867

組合員等資格を喪失（退職・転出・講師期限満了・認定要件を欠いたとき）されまると、現在お持ちの組合員証や組合員被扶養者証等は、使用できません。

誤って当支部の組合員証等を使用された場合、共済組合が負担した医療費と附加金等の給付金全額を一括して返還していただきます。該当される方には数か月後に当支部から返還請求の通知を送付いたします。

※共済組合に返還した医療費については、資格喪失後に加入された健康保険組合等に療養費として請求できる場合があります。詳しくは資格喪失後に加入された健康保険組合等にお尋ねください。

★資格喪失後は、速やかに「組合員証（組合員被扶養者証）」等を共済組合へ返納してください。

退職予定者 向け

退職後も受けられる短期給付

医療 担当
☎06-6941-2867

退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者^{（注1）}の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

（注1）給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者にならない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
傷病手当金	組合員期間が1年以上あった者が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、①傷病手当金を受けていて退職したとき②支給された報酬額が傷病手当金の給付額を上回っていたことにより、傷病手当金を受けずに退職し、なお、引き続き労務に服することができないとき	支給開始日 ^{（注2）} の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額 の平均額×1/22×2/3×日数 （日数は、土曜日及び日曜日を除く） ※傷病手当金の支給期間は、1年6か月（結核性の病気については3年）です。	◇傷病手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した医療保険証の写し ・年金証書の写し （年金受給者のみ） ※支給要件②の場合、退職月の出勤簿の写し
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円（定額）	◇埋葬料請求書 ・埋火葬許可証の写し ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬に要した費用の「領収書」及び内訳書等 （原本：確認後返却）
出産手当金	組合員期間が1年以上であった者の出産日（又は出産予定日）が、退職日から42日以内であるとき ※支給期間は、出産の日（出産の日が産の予定日後であるときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間。	支給開始日 ^{（注2）} の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額 の平均額×1/22×2/3×日数 （日数は、土曜日及び日曜日を除く）	◇出産手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職月の出勤簿の写し
出産費	組合員期間が1年以上であった者が、退職後6か月以内に産出したとき ※退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は支給されません。	420,000円 産科医療補償制度加入機関において在胎22週以上で出産（死産含む）した場合。 〔産科医療補償制度未加入機関〕での出産は404,000円	◇出産費請求書 ・医療機関から交付される分娩費用明細書等（出産年月日、代理受取額の記載のあるもの）の写し ・医療機関から交付される直接支払制度の活用に関する合意文書の写し ・退職後に加入した医療保険証の写し

（注2）支給開始日とは、退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は、退職日となります。